

令和5年第20回教育委員会定例会

開会年月日 令和5年10月20日（金）  
場 所 教育委員会室

出席者 教育委員会 教育長 堀 和 夫  
同 委 員 仲 山 英 之  
同 委 員 中 田 尚 代  
同 委 員 岡 田 行 雄  
同 委 員 森 山 瑞 江

議 題

1 陳情

- (1) 令和4年陳情第1号 ゲノム編集食品・植物を学校で使用しないことなどを求める陳情書  
〔継続審議〕
- (2) 令和5年陳情第3号 区立三原台中学校の学校長による女子生徒への猥褻事件、児童ポル  
ノ事件等に関する陳情書〔継続審議〕

2 協議

- (1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕
- (2) 令和5年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続審議〕

3 報告

(1) 教育長報告

- ① 私立幼稚園における副食費補助事業の対象者の拡大について
- ② 物価上昇に伴う学校給食食材購入費補助の継続について
- ③ 特別支援学校における学校給食多子世帯負担軽減補助金について
- ④ 学校給食費および教材費未納金の訴訟提起について
- ⑤ 練馬区ねりっこクラブ運営業務委託事業者の決定について
- ⑥ その他

開 会 午後 3時30分  
閉 会 午後 4時18分

会議に出席した者の職・氏名

教育振興部長	三 浦 康 彰
教育振興部教育総務課長	櫻 井 和 之

同	教育施策課長	枝	村	聡
同	学務課長	杉	山	賢司
同	学校施設課長	柴	宮	深信
同	保健給食課長	唐	澤	貞信
同	教育指導課長	山	本	浩司
同	副参事	風	間	浩也
同	学校教育支援センター所長	村	瀬	美紀
同	光が丘図書館長	山	崎	直子
こども家庭部長		関	口	和幸
こども家庭部子育て支援課長		山	根	由美子
同	こども施策企画課長	佐	藤	重康
同	保育課長	清	水	輝一
同	保育計画調整課長	山	口	裕介
同	青少年課長	小	島	芳一
同	子ども家庭支援センター所長	橋	本	健太

教育長

それでは、ただいまから令和5年第20回教育委員会定例会を開催する。  
案件に入る前に、教育委員の任命についてご報告する。

去る10月13日に開催された令和5年第三回練馬区議会定例会において、教育委員の任命同意議案が可決され、森山瑞江委員が、前川区長より教育委員としての任命を受けられた。任期は令和5年10月16日から令和9年10月15日までである。ついで、森山委員から就任のご挨拶をいただきたいと思う。願います。

森山委員

森山瑞江である。このたび、教育委員会の委員にならせていただいた。私は、長男に知的発達障害があり、そして、その関係で練馬手をつなぐ親の会、また上部団体の社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会の理事として、共生社会の実施に向けて活動をしているところである。何分、教育分野に関しては本当に分からないことがたくさんあるので、皆様に教えていただきながら務めてまいりたいと思っている。どうぞよろしくお願い申し上げます。

教育長

ありがとう。

続いて、委員の議席についてお諮りする。

本日の議席は、暫定的にお座りいただいている。練馬区教育委員会会議規則第5条の規定では、委員の議席は合議により定めることとされているが、ただいまお座りいただいている議席のままでよろしいか。

委員一同

はい。

教育長

ありがとう。それでは、そのようにさせていただきます。

それでは、案件に沿って進めさせていただきます。

本日の案件は、陳情2件、協議2件、教育長報告5件である。

- (1) 令和4年陳情第1号 ゲノム編集食品・植物を学校で使用しないことなどを求める陳情書  
〔継続審議〕
- (2) 令和5年陳情第3号 区立三原台中学校の学校長による女子生徒への猥褻事件、児童ポルノ事件等に関する陳情書〔継続審議〕

教育長

初めに、陳情案件である。

継続審議中の陳情2件については、事務局より新たに報告される事項や、大きな状況の変化はないと聞いている。したがって、本日のところは継続といたしたいと思う

が、よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、そのようにさせていただきます。

- (1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕
- (2) 令和5年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続審議〕

教育長

次に、協議案件である。

継続審議中の協議2件についても、本日のところは継続とし、次回以降に協議を行いたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、そのようにさせていただきます。

- (1) 教育長報告

- ① 私立幼稚園における副食費補助事業の対象者の拡大について

教育長

次に、教育長報告である。

本日は5件のご報告をさせていただきます。

それでは、報告の①について、説明をお願いします。

学務課長

資料に基づき説明

教育長

それでは、ただいまの説明について、ご質問等があればお願いします。

それでは、私が質問するのも変であるが、副食費というのがあるということは、主食費というのがあるのかということと、その副食の定義というのは何だということと、それから、裏面の6番の新制度移行、未移行についても、もう少し説明していただけな  
いか。

学務課長

副食費というものである。給食の中には、ご飯であるとかパンであるとか、そうしたものを主食と考えており、そのほかおかずであるとか、あと、そこに出てくる牛乳であるとか、そうしたものを副食費と呼んでおり、そこに対する支援を行うものである。

また、新制度移行園については、平成24年に子ども・子育て支援法というものが制定され、これまで保護者から保育料を頂いて保育をしていたというところから、令和元年に幼児教育の無償化というものが始まり、保育料の部分についても施設型給付という形で、幼稚園にその部分を支給する。幼稚園については、保育料を保護者から徴収せず、施設型給付の中で実施するという新たな制度に移行した園を、新制度移行園と呼んでいる。そうした新制度に移行していない園については未移行園ということで、そちらについては、東京都が実施している私学助成という別の制度の補助を受けているという状況である。

以上である。

教育長

ただいま補足説明をしたところである。何かあるか。

仲山委員。

仲山委員

これは、対象者が申請する必要はないのか。

学務課長

こちらについては、私どもで住基を確認させていただき、第2子以降というものを確認した後に、幼稚園へこの方が対象であるので、その分の計算をして、区に請求をしていただきたいという形を取らせていただいている。保護者の方から改めて申請する必要はないという状況である。

以上である。

仲山委員

周知というところであるが、そうすると、この周知というのは、区がこういう制度を始めたよということを一一般区民の人たちに広く知ってもらおうという、そのための周知か。

学務課長

ホームページでは、今、委員のおっしゃるとおり一般的な周知ということで、こういう制度を始めたとしている。また、現在、園に通っている園児についてもそうした周知は必要だということなので、園のほうに、こうしたものを開始するという保護者向けの通知をお送りさせていただき、園から保護者の方に個別に周知をしていただいている状況である。

以上である。

仲山委員

どうもありがとう。

教育長

ほかにないか。

岡田委員。

岡田委員

資料1の表面の3番のところであるが、補助金額で、月額上限が4,700円と、これは副食費の補助金額が1食235円と、そういうことになるかということと、もしそうであるとすると、主食は幾らかで合計1食当たり幾らかかっているのかというのを教えていただきたい。

学務課長

まず、こちらの月額上限4,700円というところであるが、こちらについては、国が副食費分ということで4,700円というものを規定しているの、そちらを横引きさせていただいている。それを20日分で、大体園児が通う日数で割り返すと、大体1日当たり235円という計算になっている。

委員のご指摘の主食分はどれぐらいなのかということである。令和元年の幼児教育・保育無償化の中で食費の考え方が示されており、主食費については、大体月額で3,000円を見込んでいるという状況である。

なお、幼稚園については、調理をして昼食を出している園は区内にはなくて、お弁当を業者から搬入している園がほとんどである。国の運用の中で、そうした場合であれば、主食・副食と分けるのはなかなか難しいというところから、そこのお弁当代の全額に対してこの副食費を充てていいという通知が出ている。そうしたところで、その部分に、お弁当代の中の一部としてこの補助を使っただけという考え方である。

以上である。

岡田委員

そうすると、1食当たり235円と、あと主食が150円ということで、1日当たり385円が給食費ということになるのだが、これは結構高いのか。その感覚でいうと、学校と比較するとどういう状況になるのだろうか。そこら辺がよく分からないので、ご説明していただけるか。

学務課長

区内の幼稚園における給食費を調べてみたが、給食を実施している園の中での月額の大体の平均が3,000円前後になっている。これを1食当たりで割り返すと、大体

200円から400円の間になるという計算になる。ただ、こちらについては、各園が業者と契約をしているところでもあるので、安いところもあれば、高くなるというところもある。平均では大体3,000円程度が区内の状況である。

以上である。

#### 保健給食課長

学校の給食との比較のお話があったので、私からご説明させていただく。おっしゃるとおり、小学校、中学校に関しては、1食の単価が247円から、中学生でも333円という状態であるので、先ほどの幼稚園の単価よりも大分安い。こちらに関しては、それぞれの給食室で食材料を買ってそれを調理しているということで、材料の段階から様々な栄養士が工夫をして、こういった価格を実現しているところである。やはりお弁当の形で配達されるようなものと比べると、大分安いというのが実情になっているところである。

以上である。

#### 教育長

学校給食法という法律があって、学校給食はその法律によって運営されているのだが、第11条の第1項に、学校給食に関わる職員の人件費、施設の管理費、維持管理費等は自治体の負担、第2項に、食材料費は保護者の負担とされている。したがって、人件費とか施設整備費を保護者に負担させてはいけないという決まりになっている。これが原点である。

どうしても、例えば宅配弁当みたいなものをやると、作る職員の人件費とか全部、この中に載ってしまっているのです、食材料費だけの学校給食よりもお高くつくというのは、残念ながらそうである。したがって、園では保育園と違って、自分で調理する、そういう自給自足のいわゆる施設ではないから、どうしても宅配のお弁当を買って、子供に食べてもらうということであるので、その載っている分だけ、割り返すと高めに設定されていると、そういう状態である。その中で、副食という区別はできなくても、1食235円の補助がある。

それから、この資料1の2番の米印のところにあるが、第1子の年齢制限は、お兄さん、お姉さんが社会人であっても、例えば地方の大学に行っても、もう完全に別居していても、第1子がいれば年は幾つでも構わないということなので、そういった意味では、大分制限が緩和された。逆に今回、今年の4月から、学校給食の第2子以降無償化したときに、結構そういった方々がいらっちゃった。したがって、思ったより第1子が年上で、しかも世帯分離していて、別のところに住んでいるお子さんがいたりして、結構な人数になった。

いずれにしても、幼稚園の副食費235円というのは、緩和はしたというような状態である。

以上である。

中田委員。

中田委員

手作りの持参しているお弁当の方は、特に補助はないのだろうか。

学務課長

こちらの副食費の補助については、国の制度をそのまま拡充するというものになっている。国の現在の副食費の補助の対象であるが、当然、自園で作る給食はそうであるが、それに加えて外部搬入のお弁当は対象とすると。ただし、家から持参するお弁当は対象外と国で規定しているところもあるので、家から持参するお弁当は対象外という形になっている。

以上である。

教育長

よろしいか。

ほかにないか。

では、ないようであれば、①の報告は以上とさせていただきます。

② 物価上昇に伴う学校給食食材購入費補助の継続について

教育長

それでは、報告の②をお願いします。

保健給食課長

資料に基づき説明

教育長

それでは、ただいまの報告について、ご質問等があればお願いします。

よろしいか。

それでは、②は以上として、③の報告をお願いします。

③ 特別支援学校における学校給食多子世帯負担軽減補助金について

保健給食課長

資料に基づき説明

教育長

それでは、ただいまの説明について、質問等があればお願いします。

仲山委員。

仲山委員

保護者から申請を受けた実額というところであるが、保護者はそれをどのように見



積もるのか。

保健給食課長

基本的にはそれぞれの特別支援学校から給食費として恐らく請求というものをされていると思うので、それをそのまま記載していただき、先ほど申し上げた区立小・中学校で平均的な補助額というものと比較をして、低いほうでカウントさせていただく。基本的には特別支援学校のほうが給食費の単価等は高いと聞いているし、また出席日数等も大分違うので、なかなか一律に比較しづらいが、そのいずれか低いほうということで考えている。

以上である。

仲山委員

分かった。

教育長

ほかはないか。

よろしいか。

それでは、③は以上として、④の説明をお願いします。

#### ④ 学校給食費および教材費未納金の訴訟提起について

保健給食課長

資料に基づき説明

教育長

では、ただいまの件について、ご質問等があればお願いします。

仲山委員。

仲山委員

訴訟費用というのは通常、こういう場合どのくらいかかるのかということと、それから、もう一つは、訴訟に勝ったときにどうやって徴収をすることになるのかという、その2点に関してお願いします。

保健給食課長

訴訟費用に関しては、ケースによって違うので、申し訳ない、一律に申し上げることはできない。訴訟に勝って訴訟費用を取るものであるが、これについては、判決文があって、それに基づいて、一般的には裁判所の執行官という方いらっしゃるので、そうした方が、様々どういう形で支払うかということも含めて、確保するように善処していただくという形になる。

以上である。

仲山委員

今までこういう例はあったのだろうか。

保健給食課長

訴訟まで提起したケースは幾つもあるが、基本的には、これで裁判所の呼び出しであるとか、そうしたものが来た段階で、お支払いをいただくというケースがほとんどである。

以上である。

仲山委員

分かった。

教育長

訴訟費用であるが、ボリューム感で数千円、1万円ぐらいなのか、何十万円もかかるのか、そんな感じではどうか。

保健給食課長

申し訳ない。アバウトな割り振りも今、承知していないので、また後ほど調べて、委員には個別にまたお話しできればと思う。

以上である。

教育長

どうぞ、森山委員。

森山委員

この訴訟があるということは、子供たちには分からないことだろうか。分からないようにしていく注意は払われているのだろうか。

保健給食課長

裁判所からの郵送というものはご自宅に届くので、これに関して家庭内で気づくかどうかというところについては定かではないが、こうしたことが起きていることを、例えば学校で、児童がいるところで何か触れるとか、そうしたことは当然ない。

以上である。

教育長

よろしいか。

ほかにないか。

岡田委員。

岡田委員

この校長先生が訴えたということで、この方は多分お支払いになるとは思いますが、現在、小学校、中学校で給食費の未納とか教材費の未納について、学校が苦勞しているのかどうかということであるが、私の経験で言うと、結構苦勞した。具体的には、副校長が未納のご家庭にお願いをして回るということがあったが、現状はどういう状況なのか教えていただけるだろうか。未納について、どの程度学校が問題を抱えているかと、そういうことである。

保健給食課長

まず、給食費の未納についてであるが、10年、15年前には、社会問題とまで言われるように、給食費の未納というものが出た時期があった。現在はほとんどが口座からの引き落としということもあると思うが、また学校の努力もあり、現在では収納率が99.99%までいっているの、額の問題ではないが、額としては非常に少なくなっている。また件数も減っているの、一頃と比べると大分状況は変わってきているが、同じように未納がゼロではないので、それに対しては学校でご苦勞いただいている部分というのは少なからずある。

以上である。

教育長

どうぞ。

岡田委員

この方を校長先生が訴えたということであるが、私は経験があまりないが、校長先生が訴えて裁判になったというものは、学校の負担というのはどの程度になるのだろうか。

保健給食課長

ここに至るまでに督促や、あるいは、納めていただきたいという文書をお送りするというようなことは、負担というか、ご苦勞いただいている。ただ、訴訟になると、弁護士が代理人を務めているし、基本的に裁判所に行くのも、区の職員が同行することはあるが、学校の校長先生や教員が裁判所に出向くということはない。

以上である。

岡田委員

ぜひ学校を応援していただければと思うが、よろしく願います。ありがとう。

教育長

では、ただいまの件であるが、学校の働き方改革ということで、国のほうで公会計化をすとか、特に給食費とか教材費の徴収事務に忙殺されているというようなことが、この夏の新聞報道などに出た。まず1点目に、今まで岡田委員がやっておられた頃の、いわゆる督促が結構大変であって、なかなか払っていただけない。子供に直接

アプローチするのは、やはりそれは差し控えなければいけないということで、口座振替を推奨してきた結果、かなり収納率が高くなった。

一方で、区には区民部収納課という、税金の滞納を扱うセクションがあって、そこがいろいろな区の学童クラブとか保育園の保育料であるとか、そういうものについて、やはり難渋する案件については弁護士などもついているので、相談を受けているようになった。そういうことで、自分の職場だけではなくて、そういうところがいろいろノウハウを提供してくれている。そういった意味では、学校だけが、ご自身が悩むようなことなく、やっていただいている。

ただ、これは、校長が訴えの提起者になって区になっていないのは、これがいわゆる私費会計なわけである。例えば税金の滞納とか、それから、保育園の保育料の滞納とかは公金であるから、これは完全に学校に関わりなく、区で代行ができるが、私費会計という制度上の位置づけがあるもので、学校長が当事者として関わらなくてはならないというシステムになっている。

ただ、保健給食課長からご答弁申し上げたとおり、実際にそのようなことがあっても、校長が表舞台に立つということは極めて少ないし、あったとしても、顧問弁護士等が同行したりするので、実際、訴訟の提起の段階でお支払いしていただけるケースが相当数ある。そういった意味では、従来とは違った状況にはなっているかなと思う。

公会計にするというようなことがあるが、公会計になったとしても、未納というものがなくなるわけではない。我々としては、かつての様々な着服の事件等があったときに、できる限り現金を学校で取り扱わないという、学校徴収金管理システム等を使って、このようなところまで何とかやっているというのが実態である。

以上である。

ほかに何かないか。

よろしいか。

#### ⑤ 練馬区ねりっこクラブ運營業務委託事業者の決定について

教育長

それでは、次に、報告の⑤をお願いします。

子育て支援課長

資料に基づき説明

教育長

それでは、ただいまの説明について、ご質問等があればお願いします。  
よろしいか。

それでは、当方でご用意した報告案件は以上である。  
事務局から何かあるか。

事務局

現在のところ、ほかにない。  
以上である。

教育長

委員の皆様方から何かあるか。  
仲山委員。

仲山委員

教員採用試験の倍率のことである。東京都の小学校に関しては1.1倍というので、しかも昨年よりも落ちてきている。そうすると、来年はどうなるか非常に心配である。どうなってしまうだろうという、ただただ心配をしているだけであるが、そのあたり何かあれば。

教育指導課長

1.1倍という数字が非常に、現状で容認できるような状況ではないということは、私どもも認識している。ただ、昨年度が1.4倍で今年は1.1倍、これは小学校の採用倍率であるが、昨年度よりも応募してくる受験者が少なかったということと、合格者が逆に増えたといったところが、これだけの倍率の低下ということになっている。

いずれにしても、この1.1倍にしても獲得した教員を鋭意育て、子供たちにきちんとした教育が受けさせられるように、教育委員会としては丁寧に、研修等を通じて育てていきたいと、このように考えているところである。

仲山委員

受験者を増やすということに関しては、練馬区の教育委員会としては何ともし難いと、そういうことだろうか。

教育指導課長

基本的に学校の魅力を伝えるとか、教育実習生が来たときに、学校の教員としてのやりがいであるとか、子供と関わる魅力であるとか、そういったものを学校の指導を通して実習生に伝えるとか、また、近隣の学生等と、様々な支援員などをお願いをする中で関わるようなところもある。そういったことを通じて、学校の職員、教職員になるというよさを伝えていくというところは、各学校で取り組んでいるところではある。それ以上のところについては、東京都が様々な採用の工夫とかをしている。

また、多くの自治体が公募という制度を取っているところである。この公募というのは、練馬区の学校に来ないかというものである。ただ、これは新規採用の教員が対象ではないので、他自治体で勤務している教員が、練馬区の教育に興味を持って、そういった、練馬区の学校で働きたいという人物をできるだけ公募するというような取組は、別途しているところである。その中で練馬区が行っている教育のよさなどをアピールする、そういった機会はある。

以上である。

仲山委員

今のお話の中で実習生のこと等が出てきたが、実習生の数というのはどうなのか。経年変化として、実習生自体も減っているというのか、そこはそうでもないのか。

教育指導課長

正確な数値が今、手元がないので、はっきりしたことは申し上げられないが、教員の志望者が少ないという、減ってきているという傾向からすると、決して増えてはいないだろうというような予測はできる。

以上である。

教育長

よろしいか。

ほかにないか。

それでは、これで第20回教育委員会定例会を終了させていただく。